

日本に「砂糖税」が誕生する日

厚労省の失態で今後10年は絶望的

厚参院議員政策担当秘書 岡田裕二

「将来、自分たちの子どもの世代に対して、『申し訳ない。砂糖を加えた飲料には問題があつて、病気の原因になると知っていた。しかし、難しい問題だから見ないふりをして何もしなかった』と言いつくすのをしたくない」

3月16日、英国で「砂糖税」の導入が決まった際、ジョージ・オズボーン財務相はこう語った。国民の肥満対策として、2年間の猶予期間の後、飲料に含まれる砂糖の量に応じて、1リットルにつき29〜38円程度の税金を課す。税収は初年度で5億2000万ポンド（約840億円）の見込みで、小学校のスポーツ施設拡充などに使用されるといふ。

韓国でも砂糖に対する国家の規制が強まっている。4月7日に、糖類摂取の低減に向けた「第1次糖類低減総合計画」を発表し、20年には、加工食品による糖類の摂取

量を1日総摂取カロリーの10%以内に抑えることを目標に掲げている。1日の合計2000キロカロリーの摂取する成人の場合は200キロカロリー、砂糖に換算すると50グラムであり、約500ミリリットルのサイダー1本に含まれる量と同じだ。

韓国国民の1日当たりの糖類摂取量は、13年基準の平均44・7グラムで、まだ基準はクリアしているが、世代別では12〜18歳（81・4グラム）と19〜29歳（80・9グラム）は超過している。ここ最近1〜2年の「ククバン（料理番組）ブーム」に乗り、外食事業家ベク・ジョンウォンが砂糖を多く入れるレシピを紹介して「シユガーボーイ」などと、若者の間で持て囃されていることも一因かもしれない。

計画では、小中高等学校内の自動販売機のコーヒー販売を禁止し、キッズカフェや科学館などの施設も含め、あらゆる財源確保策を検討していくべき」と、何の前触れもなく砂糖税の記載が登場した。

財務省や農林水産省といった関係省庁との事前調整は一切なく、政府・与党内で批判が噴出。15年8月25日の衆院農林水産委員会では、この厚労省の砂糖税提案について問われた林芳正農水相が「提言書（保健医療2035）においては、砂糖の健康リスクについての根拠は示されていません」「砂糖と肥満、糖尿病、高血圧、心臓病を結びつける関連性はない」などと反論。大家敏志財務政務官も「（砂糖税は）平成元年（89年）にはすでに廃止されています」と突き放した。日本では、1901年に砂糖は贅品とされ、砂糖消費税が課されていたが、消費税導入に伴って廃止されている。

あぐくには厚労省自身も、「提言書は懇談会委員の意見をまとめたものであり、厚労省として砂糖に対する新たな課税を決定したわけではない」と回答する始末。あくまで大臣の「私的」な提言だと、さっさとハシゴを外した。

も炭酸飲料やコーヒーの販売を制限するよう勧告。政府は16年9月までに「子どもの食生活の安全管理特別法」改正案を立法予告（国会提出）する方針で、早ければ17年から校内のコーヒー自販機が撤去される。子どもたちがたくさん食べるスラッシュ（フローズン）、かき氷などの実態調査も行われ、カロリーが高く、栄養が低い食品は、法改正に伴い学校の売店で販売できなくなる。

計画公表に当たり、ソン・ムンギ食品医薬品安全庁長官は「糖類の過剰摂取は、肥満、高血圧などが発生する可能性を高める。これによる社会的費用は年間6兆8000億ウォン（約6385億円）にも及ぶ」と主張した。

かつてロシア帝国の建国者であったピョートル大帝は、国民のあらゆる所有物に税を課すこと有名だった。ハチミツ、風呂、棺桶

筆者もこの提言書が出された数日後に、厚労省の担当官に年末の税制改正スケジュールとの関係を問い合わせたが、「提言書は厚労省とは一切無関係」「税制改正要望には何ら影響しない」との回答が返ってきた。厚労省の15年度税制改正要望には「砂糖」の文字は1回も登場せず、16年度も同様だった。「リーンヘルスケア」などのカタカナ語が非常に多く、定義が不確かなまま至るところで踊っていたのも同提言書の特徴だったが、そもそも「財源確保策」として砂糖税を掲げておきながら、もともと本質的な消費税や法人税、資産課税や所得税の累進性の強化などについて、首相官邸におもねって一切触れなかったことも滑稽だった。砂糖なら課税してもいいだろう、くらのノリだったのだろう。

砂糖は国内のサトウキビ農家などを保護するため、砂糖原料の輸入には「調整金」と呼ばれる農家保護の制度があり、消費者は本来よりも高い代金を支払わされている。仮に日本に砂糖税が導入されるとなると、調整金、消費税、砂

にとどまらず、あごひげにも課税していたという。西欧風の近代化のためにロシア土着のひげを切らせるのが目的だったというが、身分別に税額を定め、街角に徴税役人を配置して通りかかった人々のひげをチェックしていたという。

このあごひげ税は極論だが、現代でも国家は税という手段を通じて、国民の生活スタイルに深く介入している。フランスとメキシコではすでに糖分を多く含む飲料を対象にした課税制度が導入されており、米国カリフォルニア州バークレー市では15年からソーダ税が導入されている。ハンガリーの通称ポテトチップス税も有名だ

消費に伴って社会にデメリットをもたらす物品に対し、課税や課徴金などの何らかの措置がされなければ、その物品の価格は他者が被る損害のコスト（社会的費用）を鑑みると「割安」ということになり、必要以上に供給されるといふ考え方があふれる。

ならば社会的費用を考慮して課税すれば、そのモノの消費量を「望ましい水準」にまで減少させるこ



今後過剰摂取を改める必要がある

とができる。こうした懲罰的な税のことを、提唱者である英国の経済学者アサー・C・ピグーの名前を取って「ピグー税」と呼ぶ。

国家がピグー税を課すことは、国民の経済的自由を侵害し、ライフスタイルの変更を強制することでもある。そのため事前に徹底した検証と検討が必要だ。ほかの類似品への殺到を招かないか、いたずらに税目が複雑化しないか、低所得者への逆進性がないか、などが

ノリで提案し猛反発受ける

こうした租税哲学を乗り越えて砂糖税を導入した諸外国に対し、日本では厚生労働省の失態で、最悪の経緯、タイムリングでお披露目された。塩崎恭久厚労相の「私的」諮問機関として設置された「保健医療2035」策定懇談会が15年6月にまとめた提言書には、「35年に日本を健康先進国にする」ための諸提案が盛り込まれていたが、そのなかで「たばこ、アルコール、砂糖など健康リスクに対する課税、環境税を社会保障財源とすること

すでに一度、財務省と農水省の反発をくらっているだけに、日本への砂糖税の導入は絶望的となった。今後10年くらいは、政府内でまともに扱われないだろう。

ただ、長期的に考えれば、砂糖税の議論は健康、持続可能な社会保障制度を考えるうえで欠かせない。税の公平性や中立性、簡索性、そして甜菜農家、さとうきび農家の支援の観点などもしっかりと検証しながら、厚労省だけが出しやばるのではなく、政府全体で責任を持って国民に問いかけてほしい。